

常滑市立常滑東小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

(1) いじめの定義と認知について

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。【 いじめ防止対策推進法第2条第1項 】

軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を情報共有することは必要となる。

※いじめの認知が確実にされているか。

(2) 常滑東小学校におけるいじめ防止に関する基本理念

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼし、人間として絶対に許されない行為である。また、どの児童も被害者にも加害者にもなり得る。これらの基本的な考えを基に教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

何より学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童が自己肯定感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進めることが大切である。

(3) 常滑東小学校におけるいじめ防止に関する基本方針

- ① 本校の教育目標である「心身ともにたくましく、心豊かで主体的に行動できる人間の育成」を具現化することが、いじめ防止につながる。全教職員の共通理解と協力による教育活動全体で、いじめ防止を進める。
- ② 未然防止・早期発見・早期対応の一連の取組を年間を通して実施する。
- ③ いじめの防止に関する指導を実効的・計画的に行うための対策委員会を組織する。

2 いじめ防止等の対策のための組織

(1) いじめ・不登校・虐待対策委員会の設置

- ＜実施回数＞ 年3回（学期に1回）
- ＜構成員＞ 全教職員
- ＜役 割＞
 - ①いじめ・不登校問題に関する情報交換
 - ②いじめ・不登校問題に関する学年連携の協議
 - ③いじめ防止基本方針に基づく取組の実施、定期的な点検・評価

- ④全教職員の共通理解と研修
- ⑤児童や保護者への情報発信と意識啓発・意見聴取
- ⑥いじめアンケートの集約及び対応の検討

(2) 緊急対策会議の設置

- ＜実施回数＞ いじめ重大事態発生時
- ＜構成員＞ 校長、教頭、教務主任、校務主任、生徒指導部長、生徒指導主任、発生学年教諭、養護教諭、学校評議員、教育委員会指導主事、事案による関係者(スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、警察、児相、こども課、主任児童委員、保護司等)
- ＜役 割＞
 - ①事案の指導体制と方針決定
 - ②事実確認と情報の共有
 - ③関係児童への指導・支援と保護者との連携
 - ④関係機関への連絡と協議
 - ⑤事後の指導・支援

3 いじめの防止に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- 認め合う学級づくり
 - ・ 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- 楽しく分かる授業づくり
 - ・ 日々の授業を大切にし、全ての児童が参加し、自己の高まりを実感できる授業づくりに努める。
 - ・ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- 道徳教育・人権教育の充実
 - ・ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
 - ・ 人権週間において、人権に関する講演会を開催し児童の人権意識の高揚を図る。(12月頃予定)
- 情報モラル教育の推進
 - ・ 児童がインターネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネット上のいじめの加害者、被害者とならないように指導する。
- 保護者への啓発
 - ・ PTAの各種会議や保護者会等において、学校のいじめの実態やいじめ防止の取組等について情報提供したり、家庭の協力に向けてホームページや長期休業のくらし等で啓発したりする。
- 教職員の連携・資質向上
 - ・ 日頃からの情報交換・意思疎通を心がけ、様々な問題に対応できる協力協働体制を構築するとともに、いじめ防止に関する研修会を開催し、児童理解やいじめ対応に関する資質向上に努める。

(2) いじめの早期発見の取組

- いじめアンケートの実施
 - ・ いじめについての実態を把握するため、4月、9月、1月下旬にいじめアンケートを実施する。
- 教育相談の実施
 - ・ 教育相談を実施し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。(年3回)
 - ・ 相談箱(はあとボックス)を設置し、「ねえ、きいてよ」の手紙で相談ができることを知らせる。
- 相談できる人間関係づくり
 - ・ 教職員と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- 外部相談窓口の紹介
 - ・ いじめ相談電話等の外部の相談機関やスクールカウンセラーを紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。

(3) いじめの早期対応の取組

- 緊急対策会議の開催
 - ・ 校長のリーダーシップの下、関係者による緊急対策会議を開催し、今後の指導方針を立てる等、組織的に取り組む。
- 市教育委員会との連携
 - ・ 市教育委員会との連携を密にし、事案に応じて必要な指導・助言を受ける。
- 関係機関との連携
 - ・ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家や、警察等の関係機関との連携の下で取り組む。
- 児童への指導・支援
 - ・ 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
 - ・ 被害児童が安心して教育を受けられるよう、別室等で学習できる体制を整備する等の必要な措置をとる。
 - ・ 加害児童には教育的配慮の下、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
 - ・ いじめが起きた集団への働きかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。

(4) ネット上のいじめへの対応

インターネット上のいじめは、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得る。

- 保護者への啓発・連携
 - ・ パソコンや携帯電話、スマートフォン等の使い方や問題点について、PTAの各種会議や保護者会等において、学校がいじめの実態やいじめ防止の取組等について情報提供したり、家庭の協力に向けてホームページや長期休業のくらし等で啓発したりする。
- 情報モラル教育の実施
 - ・ ネットモラルにかかわる学活や道徳の授業等、児童への情報モラル教育を行う。

○ 関係諸機関との連携

- ・ 学校単独で対応することが困難な場合は、市教育委員会と連携しながら警察や法務局等、関係諸機関と連携して対応する。

4 重大事態への対応

(1) 重大事態の意味

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ・ 児童が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合 等
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
 - ・ 年間 30 日が目安
 - ・ 連続して欠席しているような場合は、市教育委員会または学校の判断により、迅速に調査に着手する。
- 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

【 いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項 及び国の基本方針より 】

(2) 重大事態への対応の流れ

- ① 重大事態が発生した旨を市教育委員会へ報告する。
- ② 市教育委員会が調査の主体を学校と判断した場合、調査組織を設置する。
- ③ 調査組織を中心に、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 被害児童・保護者に対し、適切な情報提供を行う。
- ⑤ 調査結果を市教育委員会に報告する。
- ⑥ 調査結果を踏まえ、必要な措置を実施する。

5 学校の取組に対する検証・見直し

- いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取組となるよう、努める。
- いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを年に 1 回実施（12 月）し、いじめ・不登校・虐待対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。

6 その他

- 「常滑市立常滑東小学校いじめ防止基本方針」は 6 月に保護者へ配付するとともに、学校のホームページに掲載する。
- 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

<年間計画>

	いじめ対策委員会等	行事・未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	○「学校いじめ基本方針」・ 「生活指導の取り組みに ついて」の内容の確認	○SCや「はあと ぼく す」の児童への周知	○身体測定 ○いじめアンケート	○PTA企画委員会 ○PTA 評議員会 ○家庭訪問 ○「東っ子のマナー： 保護者版」の配付
5月	○いじめ・不登校・虐待対策 委員会 通年…生徒指導部会（月1） 通年…緊急対策会議（事案発生時）	○教育相談週間	○いじめ相談窓口の児 童，保護者への周知 ○内科検診 ○「Q-U」心理テスト	○PTA 評議員会
6月		○運動会 ○野外教育活動（5年）		○「常滑市立常滑東小 学校いじめ防止基 本方針」の配付 ○陶芸広場 ○PTA 評議員会
7月		○学校保健委員会		○個人懇談会 ○PTA資源回収
8月				○親子除草
9月		○福祉実践教室（4年）	○身体測定 ○いじめアンケート	○PTA評議員会
10月	○いじめ・不登校・不登校対 策委員会	○修学旅行（6年） ○保健指導（心と体の成長） ○教育相談週間		○PTA教育講演会 ○PTA評議員会
11月		○芸術鑑賞会	○就学時健康診断	
12月		○人権週間（講話） ○ふわふわことばきらっと 週間	○法務省子どもの人権 人権SOSミニレ ターの配付	○個人懇談会 ○保護者への学校評 価アンケート ○PTA資源回収
1月			○身体測定 ○いじめアンケート	○PTA評議員会 ○常滑中学校入学説 明会（6年）

2 月	○いじめ・不登校・虐待対策 委員会	○学校保健委員会 ○6年生を送る会 ○薬物乱用防止教室(6年) ○教育相談週間		○学校公開日 ○半日入学(新1年) ○ありがとうの会 ○先輩に話を聞く会 (6年) ○PTA企画委員会 ○PTA評議員会
3 月		○愛校作業(6年) ○卒業式		
通 年	○校内のいじめに関する情 報の収集 ○対応策の検討	○朝会における講話 ○道徳教育 ○体験活動の充実 ○分かる授業の充実 ○ペア活動 ○情報モラル教育	○健康観察の実施 ○SC・SSW・特別支 援教育相談員による 相談	○学校ホームページ による情報公開 ○学校だより・長期休 業のくらし配付

※いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で共通理解を図りながら、対応していく。